

平成 2 8 年 5 月

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

平成 28 年 5 月 25 日 (水曜日)

平成28年5月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 平成28年5月25日(水曜日) 午前9時00分～午前10時00分

2 開催場所 南大隅町佐多支所会議室

3 (1) 出席委員(16人)

|     |     |           |
|-----|-----|-----------|
| 会 長 | 3番  | 橋 口 初 男   |
| 委 員 | 1番  | 徳 留 徳 次   |
| 〃   | 2番  | 有 川 四 男   |
| 〃   | 5番  | 田 淵 哲 朗   |
| 〃   | 6番  | 横 原 洋 伸   |
| 〃   | 7番  | 半 田 太 志   |
| 〃   | 8番  | 瀬 崎 寅 蔵   |
| 〃   | 10番 | 愛 甲 博     |
| 〃   | 11番 | 田 中 秀 実   |
| 〃   | 12番 | 溝 田 耕 一   |
| 〃   | 13番 | 野 村 博 己   |
| 〃   | 14番 | 武 田 栄 一 郎 |
| 〃   | 15番 | 持 留 志 保 子 |
| 〃   | 17番 | 富 田 良 成   |
| 〃   | 18番 | 竹 之 内 勝 男 |
| 〃   | 19番 | 溝 端 正 次   |

4 農業委員会事務局職員

事務局長 尾辻 正美  
 事務局主幹 戸島 和則  
 支所産業グループ長 上籠 康幸  
 事務局嘱託 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第72号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、平成28年5月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は16名です。9番、松山和子委員、16番、松山正広委員が欠席の届けがありました。よって18名中16名の出席ですので、総会は成立しております。

次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の田中委員と12番の溝田委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の戸島氏と山下氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、全て所有権の移転に関する件であります。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第71号 受付番号1番の朗読及び説明)

以上につきましては、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。よろしく申し上げます。

議長： ここで、説明に関連して、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

14番： 14番、武田です。

議長： 14番、武田委員。

14番： 5月19日に譲受人の〇〇さんと一緒に現地調査をいたしました。現地としては、航空写真がありますが、〇〇〇を上がって〇〇〇をすぐ左に入ったところで、〇〇〇の端のところであります。現地は数年前に植栽されたビワなど植栽されておりましたが、4年ほど前に譲渡人のご主人が亡くなられてからほとんど手入れがされておらず、荒廃寸前の状態で雑草や一部、竹などが見られる状態でした。調査の日に譲受人からは2、3ヶ月前に〇〇〇で熱帯果樹を植えているが、今回の積雪で植えていたものがほとんどなくなってしまった。ということで、「この南大隅の方で良いところはないか。」と相談を受けておまして、丁度、譲渡人の〇〇さんから「誰か買う人がいたら、世話をしてくれないか。」と、以前から相談を受けておりましたので、「ここはどうですかね？」と譲受人に話し、一回現場に行ったことがありました。3ヶ所ぐらい〇〇〇などを見せたのですが、「買えないですかね？」と、話しを受けましたので、「渡人からは売られる話しは聞いておりますよ。」と話しをしましたら、譲受人本人が譲渡人の〇〇さんと話しを

されたようで、スムーズに行きましたと聞いておいらいます。譲渡人の家族間でも「買う人がいれば早く売った方がいい。」と話しをされていたようです。また、譲受人は鹿屋市在住ですが、熱帯果樹協会の会員でもあり、意欲的に熱帯果樹の栽培に取り組んでおり、今後も申請地周辺で規模拡大も視野に入れていらっしゃるようです。周辺の農地の農業上の効率利用にはほとんど差し支えないと考えます。以上です。

議 長： ありがとうございます。これより、質疑にはいります。ご意見等ありませんか。

1 番： 譲受人の経営面積ですが、3,343 m<sup>2</sup>となっておりますが、これは南大隅町内にある土地なのか。

事務局： ○○○にあります。○○○で経営されている面積です。耕作証明もいただいております。

1 4 番： 補足です。労働日数も話しをしたわけですが、アボガドなど熱帯果樹がメインということで、通勤でも毎日、手入れをしなければならないということはないので、アボガドの栽培に手は掛らないので、絶対に荒らすことはありません。ということでした。

議 長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 71 号受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 71 号受付番号 1 番は許可することに決定いたします。

議 長： それでは、次に、議案第 72 号農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。許可申請は 1 件です。事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは 6 ページの議案第 72 号の議案書をご覧ください。  
今月の農地法第 5 条の許可申請は 1 件です。議案書をもとに説明します。

(議案第 72 号 受付番号 1 番議案書をもとに朗読及び説明)

以上説明しましたように、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。よろしくお願ひします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査等の報告を求めます。

10 番： 10 番、愛甲です。

議 長： 10 番、愛甲委員。

10 番： 5 月 19 日、午前 9 時より申請者側から○○氏外 2 名、事務局 3 名、佐多より松山委員と私の 8 名で現地調査を行いました。現地の状況としましては、○○○線の○○○信号から○○○を○○○方面に 200m ぐらいの西側でした。6,387 m<sup>2</sup>のうち 1,730 m<sup>2</sup>を借

り受けて、レストランと農産物直売所と駐車場を整備するとのことでした。現在は南側の上に食堂があるため、アスファルト舗装され30台位の駐車場として利用されている状況でした。登記簿上は6,387㎡で、現在は茶が植えられ、今回の申請で1,730㎡を借り受けてレストランと農産物直売所と駐車場を整備するとのことだったのですが、すでにアスファルト舗装され、許可なく駐車場として使用されている状態で、事務局、委員等と話し合った結果、今後このような事例が発生しないように厳重に注意し、始末書を提出してもらおうということにしました。調査の意見としましては、〇〇〇交付金、資金の約〇〇〇万円のうち〇〇〇万円の交付を受けて、地元の食材を使用した農家レストランと駐車場を確保し、地域間交流施設として活用していくとのことでした。周辺の農地は、〇〇氏の所有で、農業上の支障は生じないものと感じました。皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

議長： これより、質疑に入ります。事務局、地区担当委員からの説明について、質疑のある方は挙手を願います。

13番： はい。

議長： 13番 野村委員。

13番： レストランと直売所ということですが、資料の14ページですが、2階でされるということですか。2階でレストランと直売所をされると。

事務局： 1階はトイレ等に活用されると、2階に店舗、販売所を設けるということとなっております。1階のトイレについては、身障者用のトイレ等を備えられるということです。2階建ての2階部分が店舗になります。

事務局： 現況は、今のレストランがある高さのところから、駐車場が一段下がっております。今のレストランと同じ高さのところから農家レストランとして、駐車場との高低差を利用して一階部分にすると。今あるレストランはご存じだと思いますが、そこから一段低いものですから、2階建てということになります。

13番： 二階部分は高いところから入るということですね。

事務局： 今のところのレストランも営業しておりますが、この事業は〇〇と農業、観光の3者が一体となって地域振興を図る事業であります。レストランについては、雄川の滝、佐多岬開発で若干微増傾向にあるため、レストランはレストランとして営業し、軽食レストランを作るということです。

2番： はい。

議長： 2番 有川委員。

2番： ちょうど、門がありますが、あそこ周辺ということですか。

事務局： はい。その門の南側になります。

2 番： あそこ一帯はきれいに造成したようにして、駐車場にするということですか。

事務局： 駐車場はもうすでに、できている状態です。

2 番： 下の方に駐車場で、上にレストランを立てる計画ですね。だから、始末書の話になったのですね。

事務局： はい。今あるレストランの北側が新たなレストランで、その下が駐車場となります。

18番： 今の報告の中で、もうすでに駐車場ができているとのことですが、申請の前に出来上がっていたということになれば、事前着工になりますよね。そのところはどのように判断するのですか。

議長： 現場で、貸人の〇〇氏にも申し上げたのですが、この計画について何ら問題はないと思われませんが、すでに駐車場にされていますよね。ということは申し上げたところです。その中で、この申請に始末書をつけることで、皆様のご理解をいただけないかということです。先ほどありましたように、雄川の滝や滝見大橋に来られた方々が、ここには何かできていると、トイレ利用が多いということで、どうしてもそのような施設があるところで利用していただくと、ゴールデンウィークに対応されたと聞いております。このような施設ができれば、一層活用ができるのかなと考えるところです。

7 番： はい。

議長： 7番 半田委員。

7 番： 地元の農産物をということを知りましたが、自社製の物をとると思いますが、地元の方の農産物は持ち込みができるのでしょうか

事務局： 当然、〇〇〇ですから農業をしてらっしゃいますけど、地域農業との連携というものも計画に入っておりますので、一般の農家の方の農産物の販売もすることなろうかと、そうでもしなければ品物の揃わないのではと考えております。

11番： はい。

議長： 11番 田中委員。

11番： 今、駐車場が30台分ぐらいあるのですが、今回の計画では15台となっておりますが、そこが気になります。また、そのような無断転用のような事例は発生しないのかなと考えます。

17番： 何らこの計画には異論はないのですが、ところが、この〇〇〇と〇〇氏は何回かこのような事前着手の申請がされております。それで、何回も農業委員会で協議したのですが、その点では農業委員会がなめられている、始末書を書けばいいのでは、ということを感じます。ですから、ある程度強くそこあたりを伝えて、しっかりとその前に申請してください。というようにお願いしてもらいたい。と今出ましたように、駐車場も十何

台分しかないが、また、奥に広げるのではという気がします。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 72 号受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 72 号受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長： 次に、議案第 73 号、「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 19 ページの議案第 73 号の議案書をご覧ください。  
町長より農用地利用集積計画の決定を求められています。それでは、議案書をもとに説明します。

(議案第 73 号の議案書にもとづいて、農用地利用集積計画の内容を説明)

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、よろしくお願いします。

議長： それでは質疑に入ります。ご意見等ありませんか。

11 番： はい

議長： 11 番 田中委員。

11 番： ○○○さんについてお聞きしますが、この会社はずっとある会社なのか、今回新しくできた会社なのか。

事務局： 一応、この○○○さんの定款をいただいております、正式に株式会社として官報にも掲載されている会社でございます。いつ設立されたかは、手元の資料に記載はありませんが、頂いている定款としては正式的に株式会社として運営されている会社でございます。

11 番： 何も問題はなのですが、今後新たに拡大していただけるのかと思っております。

事務局長： ○○○があると思いますが、○○○ですが、そこが経営されていると思われまして。

11 番： 今回マンゴーの経営をするにあたり、新たに設立したという感じですか。

事務局： そういうことでなく、○○○さんは栽培、管理等には関わっていく。と、そして、○○○さんを通して販売をしていくというスタイルに変えるということです。○○○に本社を置いて、農産物の生産販売をされるということです。

11番： 反対ではないのですが、最近、熱帯果樹を栽培される方が南大隅町に入ってきていますが、遊休農地の解消には非常にありがたいことであり、助かっているところですが、万が一、植え逃げをされた場合、非常に鳥獣被害のもとになります。ある程度そこあたりは、会社として植え逃げなどがないような、個人でも熱帯作物に興味があり、入ってきていますが、そこで、レイシとかを植えて逃げられてしまうと、まったく猿の抛り所となってしまいます。そこは今後、先ほどのような方が入ってくることが予想されます。その中で、担当地区の方はそこを見極めたうえで、判断をお願いしたいなど考えます。やめられるときは、木を伐採してください。と言っておかないと、現実それが一番の被害のもととなるわけですから。

議長： 田中委員がおっしゃる通りで、これから考えていかなければならない問題です。○○○地区をはじめ○○○地区にも通勤農業で、という方が入ってきておられますので、地区担当の委員の皆さんには、年に一回ぐらいはそのような樹園地などを巡視していただければと思います。

2番： はい。

議長： 11番 有川委員。

2番： 先ほども田中委員からありましたが、やはり外部からどんどん入ってきているというのですが、農業法人的な組織であればいいのですが、突き詰めれば企業的なところが法人として入ってきているようであります。なかなかどうなのかなという感じで見ますと、耕作放棄地を貸してもらおうという感じですが、やはり注意して後々、委員としては見ていかないと心配な面もあるようです。この前も雪害で枯れたりして、そのまま放置されるのではないかと心配で、頭の中をよぎるような感じもしておりますので、注意をしていきたいと思えます。耕作放棄地の解消にはなるのですが、他の作物があればそちらの方がいいのかなという感じもしております。

事務局： 経済課長という立場で現地を見に行きました。降灰事業で立てた硬プラだと思えますが、すでに○○○さんがマンゴーを取り入れて、運営をされているのですが、年数が経っているものですから、硬プラの修復費用も結構掛かるようです。そこら辺りを考えて、やめてしまうと補助金の返納が出てしまうということで、このような形をとられたと聞いております。組織としても大丈夫かなと思えますが、途中で逃げられないように注意しとかなければと考えております。

議長： 農業委員会としても、廃園されるときは、伐採をするという条件付きの契約書ができるような形にした方が、鳥獣害など後々の対策ができるのではと思います。地元の農業者も同じですよ。伐採を条件にするなど考えていかないとかなければと思います。

11番： 今、話があったのでついでになんですが、いまアボガドが非常にブームというか、町でも苗木を助成してますね。

事務局： 町ではなく、○○です。



11番： ○○では注文を受けているが、補助金は町ですよ。

事務局： 植栽の関係はですね。

11番： 経済課長を前に失礼な話ですが、町の経済課というのはいろんなものを進めている訳ですよ。昔はビワが良かったといことで、ビワの苗木を30年ほど前の話しですが、補助金を出して導入させましたが、しかし、結局、その後なかなか順調に行かなくて、それでどんどん放置されていったということもあります。補助金を出してどんどん進めるのもいいのですが、自分でも試算をしてみました。アボガドを何個売れば生計が成り立つのかと、すると、今の帰ってこられている方の、生計が成り立つ数字ではないと思います。確かに単価がいい商品ですから伸びていけばいいのですが、非常に苗木が高いそうです。そういうことを考えたときに、よほど大会社が参入しなければ1、2年で生計を立てる農園はないと思います。だから、判断の基準としても、その辺も考えていかれた方が良くと思います。私の管轄の地域にも、どんどん増やされている方もいますが、植えてあるものを見れば、あの雪害で半分以上が枯れて、このままにならなければ、と考えているところなので、今後、いろんな企業なり個人が入ってくると思われますが、判断材料として、農園を経営した時点で、何年で生計が立つか、逆にそれだけの資金があるかなどを調査する必要があるのではと考えます。今回の○○○さんに異論はないのですが、流れとしてそういう傾向ではないかと感じました。でなければ、今○○○の方の場合は、どれだけ売っても、また、お金を借りてしまうという状況ですから、南大隅町の園芸農業は廃れてしまう感がありますので、我々農業委員も経済課の方も注意していった方がいいのではと思います。

議長： はい、ご意見ありがとうございました。目先のことだけにとられる事のないように、ということだと思います。行け行けどんどんだけでは農家所得も伸びませんので、後々まで最後まで経営が成り立っていくことを注意しなければと思います。

議長： ほかにございませんか。

議長： よろしいですか。それでは採決いたします。  
議案第70号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第73号は計画のとおり決定いたします。

議長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。  
次に、その他の件について、委員、事務局からご発言があれば挙手をお願いします。

17番： はい。

議長： 17番 富田委員。

17番： ○○○自治会の上が災害にあって、あそこの下に田、畑がありましたが、その災害の土砂が堆積しておりまして、先日、所有者の方々と見て回ったところ、このようになっ

たところを非農地にしてもいいのだろうか。と、いう話しも出たところです。そのような場合、非農地扱いにしてもいいのか、災害地を非農地扱いにしてもいいのかと思いついて。土砂の量が多くて、どうしようもない状況になっております。私も現場で、どうか。と思ったものですから。

事務局： 復旧できそうな状況では？

17番： いいえ、復旧は無理な状況です。

事務局： 農地小規模災害の助成があると思いますが、率が低いではなかったかな。

事務局： 建設課で、小規模災害復旧の補助がありまして、復旧費40万円未満の1/2の補助となっております。

17番： それでは、到底できない状況です。

事務局： また、調べましてお繋ぎいたします。

事務局： ①行事予定について

議長： それでは、以上をもちまして、平成28年5月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員